京都産業大学組換えＤＮＡ実験安全管理規程施行細則

制　　定　昭和61年11月１日
最近改正　令和８年８月１日

（趣旨）
第１条　この細則は，京都産業大学組換えDNA実験安全管理規程(以下「規程」という。)第23条第２項及び第26条の規定に基づき，規程の実施に必要な事項を定めるものとする。
（実験施設）
第２条　規程第14条第３項の組換えDNA実験に係る施設・設備に掲げるべき表示の様式は，別表１のとおりとする。
（実験手続）
第３条　規程第15条第1項の申請書(これに添付すべき書類を含む。以下この条において同じ。)の様式は，様式１及び様式２のとおりとする。
２　前項の申請書の提出部数，提出期限等は，別表２に定めるとおりとする。
（記録）
第４条　規程第14条第２項の点検記録は，別紙１により行うものとする。
（終了報告）
第５条　規程第17条の報告書の様式は，様式３のとおりとする。
（試料の保管及び運搬）
第６条　規程第19条第１項の保管に当たって執るべき拡散防止措置に係る表示の様式は，別紙２のとおりとする。
２　規程第19条第３項の容器に添付する文書の様式は，別紙３のとおりとする。
３　規程第19条第４項の保管記録は，別紙４により行うものとする。
（試料の譲渡又は提供）
第７条　規程第20条第１項の申請書の様式は，様式４のとおりとする。
２　規程第20条第３項の情報提供書の様式は，様式５のとおりとする。
（健康診断）
第８条　規程第23条第２項の健康診断の検査の項目は，労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第43条から第45条の２までに定める健康診断の検査項目のほか，保健管理センター長が特に必要と認める項目とする。
（事務）
第９条　この細則に関する事務は，教学センターにおいて行う。
（改廃）
第１０条　この細則の改廃は，組換えDNA実験安全委員会の議を経て，部局長会で決定する。

附　則

この細則は，昭和61年11月1日から施行する。

附　則

１　この細則は，令和２年４月１日から施行する。
２　この細則の施行に伴い，京都産業大学組換えＤＮＡ実験安全実施要領（平成３年４月１日制定）は，廃止する。

附　則

この細則は，令和６年５月１日から施行する。

附　則

この細則は，令和７年３月１日から施行する。

附　則

この細則は，令和８年８月１日から施行する。

別表１〔京都産業大学組換えＤＮＡ実験安全管理規程施行細則【別表１】〕
別表２〔京都産業大学組換えＤＮＡ実験安全管理規程施行細則【別表２】〕

様式１　組換えＤＮＡ実験確認申請書〔京都産業大学組換えＤＮＡ実験安全管理規程施行細則【様式１】〕
様式２　組換えＤＮＡ実験計画書〔京都産業大学組換えＤＮＡ実験安全管理規程施行細則【様式２】〕
様式３　組換えDNA実験終了中止報告書〔京都産業大学組換えＤＮＡ実験安全管理規程施行細則【様式３】〕
様式４　遺伝子組換え生物等の譲渡・提供申請書〔京都産業大学組換えＤＮＡ実験安全管理規程施行細則【様式４】〕
様式５　遺伝子組換え生物等の譲渡・提供に係る情報提供書〔京都産業大学組換えＤＮＡ実験安全管理規程施行細則【様式５】〕

別紙１　組換えDNA実験に係る実験施設等の点検記録〔京都産業大学組換えＤＮＡ実験安全管理規程施行細則【別紙１】〕
別紙２　拡散防止措置に係る表示の様式〔京都産業大学組換えＤＮＡ実験安全管理規程施行細則【別紙２】〕
別紙３　容器に添付する文書〔京都産業大学組換えＤＮＡ実験安全管理規程施行細則【別紙３】〕
別紙４　遺伝子組換え生物等保管等管理簿〔京都産業大学組換えＤＮＡ実験安全管理規程施行細則【別紙４】〕